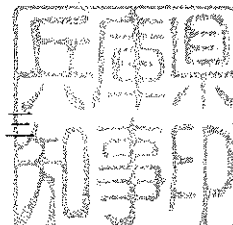


水 第 1193 号
令和3年7月8日

兵庫県瀬戸内海海区漁業調整委員会長 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



兵庫県資源管理指針の変更について（協議）

このことについて別紙のとおり変更したいので、資源管理指針・計画作成要領（平成23年3月29日付22水管第2354号水産庁長官通知）第2の3（4）の規定により準用する同要領第2の3（2）の規定に基づき、協議します。

兵庫県資源管理指針変更の概要

兵庫県漁業調整規則（以下、「規則」という。）の改正（令和2年12月1日施行）に伴い、兵庫県資源管理指針の別紙で規定している漁業の名称について、根拠となる規則との条ずれが生じているため、改正後の規則の条文に合わせて規定を改正する。

【参考】資源管理指針の資源管理方針への移行について

これまで、国や県が定める資源管理指針に基づき、漁業者等が資源管理計画を定め自主的な管理を実施してきたが、漁業法の改正により、令和5年度までに資源管理指針は資源管理方針に、資源管理計画は資源管理協定に移行することが国の資源管理方針等で示された。

今後、準備が出来た資源管理計画から順次資源管理協定に移行するが、移行が完了するまでは、引き続き資源管理指針に管理の方向性を定めておく必要がある。

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">兵庫県資源管理指針</p> <p style="text-align: right;">[平成23年 3月31日策定] [平成23年 8月18日改正] [平成24年 4月27日改正] [平成26年 1月 7日改正] [平成30年 5月25日改正] [令和 2年 3月17日改正] [令和 2年 4月 2日改正]</p>	<p style="text-align: center;">兵庫県資源管理指針</p> <p style="text-align: right;">[平成23年 3月31日策定] [平成23年 8月18日改正] [平成24年 4月27日改正] [平成26年 1月 7日改正] [平成30年 5月25日改正] [令和 2年 3月17日改正] [令和 2年 4月 2日改正] <u>[令和 3年 月 日改正]</u></p>
<p>第1 兵庫県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方 （略）</p> <p>第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向 （略）</p> <p>第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針 （略）</p> <p>第4 その他 （略）</p>	<p>第1 兵庫県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方 （略）</p> <p>第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向 （略）</p> <p>第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針 （略）</p> <p>第4 その他 （略）</p>

現 行		改 正																																					
[別記] (略)		[別記] (略)																																					
[別紙] 瀬戸内海海域		[別紙] 瀬戸内海海域																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業区分</th> <th>対象となる漁業名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船びき網漁業</td> <td>○漁業法第 66 条に記載の瀬戸内海機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業 ○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業</td> </tr> <tr> <td>さわら流し網漁業</td> <td>○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の刺網漁業のうち、さわら流し網漁業</td> </tr> <tr> <td>はなつぎ網漁業</td> <td>○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載のはなつぎ網漁業</td> </tr> <tr> <td>たこつぼ漁業</td> <td>○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載のたこつぼ漁業 ○共同漁業権に基づきたこつぼを使用して行う漁業</td> </tr> <tr> <td>小型底びき網漁業</td> <td>○漁業法第 66 条に記載の小型機船底びき網漁業で兵庫県漁業調整規則第 6 条に記載の地方名称に該当する漁業</td> </tr> <tr> <td>刺網漁業</td> <td>○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の刺網漁業（さわら流し網漁業を除く） ○共同漁業権に基づき刺網を使用して行う漁業</td> </tr> <tr> <td>五智網漁業</td> <td>○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の五智網漁業</td> </tr> <tr> <td>はえなわ漁業</td> <td>○はえなわを使用して行う漁業</td> </tr> </tbody> </table>	漁業区分	対象となる漁業名称	船びき網漁業	○漁業法第 66 条に記載の瀬戸内海機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業 ○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業	さわら流し網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の刺網漁業のうち、さわら流し網漁業	はなつぎ網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載のはなつぎ網漁業	たこつぼ漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載のたこつぼ漁業 ○共同漁業権に基づきたこつぼを使用して行う漁業	小型底びき網漁業	○漁業法第 66 条に記載の小型機船底びき網漁業で兵庫県漁業調整規則第 6 条に記載の地方名称に該当する漁業	刺網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の刺網漁業（さわら流し網漁業を除く） ○共同漁業権に基づき刺網を使用して行う漁業	五智網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の五智網漁業	はえなわ漁業	○はえなわを使用して行う漁業		<table border="1"> <thead> <tr> <th>漁業区分</th> <th>対象となる漁業名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>船びき網漁業</td> <td>○漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 3 項に規定されている瀬戸内海機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業 ○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業</td> </tr> <tr> <td>さわら流し網漁業</td> <td>○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の刺し網漁業のうち、さわら流し網漁業</td> </tr> <tr> <td>はなつぎ網漁業</td> <td>○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載のはなつぎ網漁業</td> </tr> <tr> <td>たこつぼ漁業</td> <td>○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載のたこつぼ漁業 ○共同漁業権に基づきたこつぼを使用して行う漁業</td> </tr> <tr> <td>小型底びき網漁業</td> <td>○漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 2 項に規定されている小型機船底びき網漁業</td> </tr> <tr> <td>刺網漁業</td> <td>○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の刺し網漁業（さわら流し網漁業を除く） ○共同漁業権に基づき刺し網を使用して行う漁業</td> </tr> <tr> <td>五智網漁業</td> <td>○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の五智網漁業</td> </tr> <tr> <td>はえなわ漁業</td> <td>○はえなわを使用して行う漁業</td> </tr> </tbody> </table>	漁業区分	対象となる漁業名称	船びき網漁業	○漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 3 項に規定されている瀬戸内海機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業 ○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業	さわら流し網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の刺し網漁業のうち、さわら流し網漁業	はなつぎ網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載のはなつぎ網漁業	たこつぼ漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載のたこつぼ漁業 ○共同漁業権に基づきたこつぼを使用して行う漁業	小型底びき網漁業	○漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 2 項に規定されている小型機船底びき網漁業	刺網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の刺し網漁業（さわら流し網漁業を除く） ○共同漁業権に基づき刺し網を使用して行う漁業	五智網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の五智網漁業	はえなわ漁業	○はえなわを使用して行う漁業
漁業区分	対象となる漁業名称																																						
船びき網漁業	○漁業法第 66 条に記載の瀬戸内海機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業 ○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業																																						
さわら流し網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の刺網漁業のうち、さわら流し網漁業																																						
はなつぎ網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載のはなつぎ網漁業																																						
たこつぼ漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載のたこつぼ漁業 ○共同漁業権に基づきたこつぼを使用して行う漁業																																						
小型底びき網漁業	○漁業法第 66 条に記載の小型機船底びき網漁業で兵庫県漁業調整規則第 6 条に記載の地方名称に該当する漁業																																						
刺網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の刺網漁業（さわら流し網漁業を除く） ○共同漁業権に基づき刺網を使用して行う漁業																																						
五智網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の五智網漁業																																						
はえなわ漁業	○はえなわを使用して行う漁業																																						
漁業区分	対象となる漁業名称																																						
船びき網漁業	○漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 3 項に規定されている瀬戸内海機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業 ○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業																																						
さわら流し網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の刺し網漁業のうち、さわら流し網漁業																																						
はなつぎ網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載のはなつぎ網漁業																																						
たこつぼ漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載のたこつぼ漁業 ○共同漁業権に基づきたこつぼを使用して行う漁業																																						
小型底びき網漁業	○漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 2 項に規定されている小型機船底びき網漁業																																						
刺網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の刺し網漁業（さわら流し網漁業を除く） ○共同漁業権に基づき刺し網を使用して行う漁業																																						
五智網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の五智網漁業																																						
はえなわ漁業	○はえなわを使用して行う漁業																																						

兵庫県資源管理指針（新旧対照表）

現 行			改 正		
	釣り漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の <u>まきえつり漁業</u> ○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の <u>ひきなわ漁業</u> ○一本釣り及びたてなわを使用して行う漁業		釣り漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の <u>まき餌釣り漁業</u> ○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の <u>ひき縄漁業</u> ○一本釣り及びたてなわを使用して行う漁業
	小型定置網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の小型定置網漁業 ○共同漁業権に基づき定置網を使用して行う漁業		小型定置網漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の小型定置網漁業 ○共同漁業権に基づき定置網を使用して行う漁業
	共同漁業	○共同漁業のうち、上記以外の漁業 ○共同漁業を同時期に複数行う場合		共同漁業	○共同漁業のうち、上記以外の漁業 ○共同漁業を同時期に複数行う場合
	中型まき網漁業	○漁業法第 66 条に規定されている中型まき網漁業		中型まき網漁業	○ <u>漁業の許可及び取締り等に関する省令第 70 条第 1 項</u> に規定されている中型まき網漁業

現 行			改 正		
日本海海域			日本海海域		
漁業区分		対象となる漁業名称	漁業区分		対象となる漁業名称
魚種別管理区分	いか釣り漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の小型いか釣り漁業	魚種別管理区分	いか釣り漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の小型いか釣り漁業
	べにずわいがにかご漁業	○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載のせん漁業のうちべにずわいがにを採捕することを目的とするもの		べにずわいがにかご漁業	○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載のせん漁業のうちべにずわいがにを採捕することを目的とするもの
漁業種類別管理区分	釣り漁業	○一本釣り及びたてなわを使用して行う釣り漁業（小型いか釣り漁業は除く）	漁業種類別管理区分	釣り漁業	○一本釣り及びたてなわを使用して行う釣り漁業（小型いか釣り漁業は除く）
	定置網漁業	○定置漁業権漁業 ○兵庫県漁業調整規則第 7 条に記載の小型定置網漁業 ○共同漁業権に基づき定置網を使用して行う漁業		定置網漁業	○定置漁業権漁業 ○兵庫県漁業調整規則第 4 条に記載の小型定置網漁業 ○共同漁業権に基づき定置網を使用して行う漁業

兵庫県資源管理指針

[平成23年	3月31日	策定]
[平成23年	8月18日	改正]
[平成24年	4月27日	改正]
[平成26年	1月7日	改正]
[平成30年	5月25日	改正]
[令和2年	3月17日	改正]
[令和2年	4月2日	改正]
[令和3年	月	日改正]

第1 兵庫県の海洋生物資源の保存及び管理に関する基本的な考え方

1. 兵庫県の漁業の概要

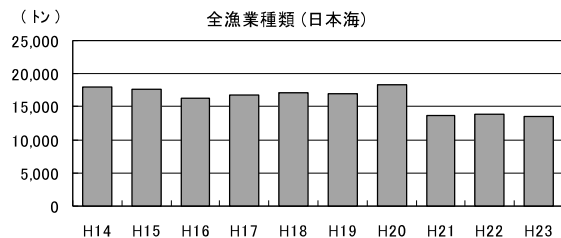
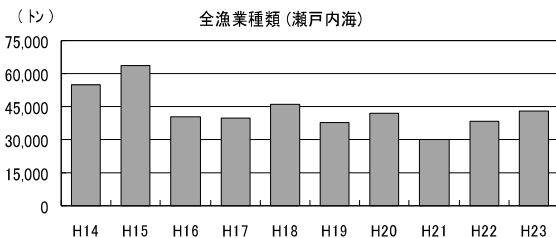
本県は、瀬戸内海と日本海に面しており、古くから様々な漁業が営まれている。

気候が温暖で漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網漁業、船びき網漁業、刺網漁業、釣り漁業など多種多様な漁船漁業と、のり・わかめ、かき、魚類等の養殖業が営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。

瀬戸内海における漁船漁業の生産量は、平成16年以降おおむね4万トン前後であり、イカナゴ、シラス、タコ類、スズキ、タイ類、エビ類をはじめとする多彩な魚種が漁獲されている。

一方、冬季風浪が厳しい日本海では、沖合底びき網漁業やベニズワイガニを対象とするかご漁業などの沖合漁業が盛んであるが、いかつり漁業や定置網漁業等の沿岸漁業も活発に行われ、全国でも有数の漁船漁業地帯を形成している。

日本海における漁船漁業の生産量は、平成21年以降1.3万トン台で推移している。沖合漁業では、ハタハタ、カレイ類、ズワイガニ、ホタルイカ、ベニズワイガニ等、沿岸漁業では、イカ類、マアジ、タイ類、ブリ類等が漁獲されている。



2. 兵庫県の資源管理実態

本県では、昭和60年代に漁業者の自主的な資源管理の気運の高まりとともに事業化された資源管理施策(資源培養管理対策推進事業(昭和63年度実施)から資源管理・収入安定対策(平成23年度実施)に至る)により資源管理の取り組みを推進してきている。

瀬戸内海では、小型底びき網漁業の同業者会が地域ごとに組織され、小型魚の再放流(バックフィッシュ運動)やガザミの資源保護活動(ガザミふやそう会)、漁具改良等の取り組みが始められた。これらの取り組みは「兵庫県瀬戸内海海域小型底びき網漁業包括的資源回復計画(平成18年5月25日公表)」にまとめられ、同計画が平成24年3月に終了した後も引き続き実施されている。

地域ごとの同業者会は船びき網漁業でも組織され、イカナゴ漁における大阪府の漁業者と協調した新仔漁の解禁日設定や産卵親魚を残す取り組み、シラス漁における資源状況にあわせた操業ルールの設定などの取り組みが進められている。

サワラについては、「サワラ瀬戸内海系群資源回復計画(平成14年4月12日公表)」に基づき資源回復に取り組んできたが、同計画が平成24年3月に終了した以降は、内容が「瀬戸内

海におけるさわら広域資源管理の取組」に再編され、同様の取り組みが続けられている。

日本海では、早くも昭和39年に沖合底びき網漁業によるズワイガニを対象とした自主規制が始まり、昭和60年代にはアカガレイやマダイなどを対象に加え、禁漁区の設定や漁期短縮、小型魚の再放流などの取り組みへと拡大した。この取り組みは、「日本海西部あかがれい（ずわいがに）資源回復計画（平成14年9月6日公表）」に基づく資源回復措置に発展し、平成23年度以降は国が作成した「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」に基づく資源管理の取り組みとして引き続き実施されている。

また、ベニズワイガニを対象とするかご漁業では、「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画（平成17年4月7日公表）」に基づく資源回復措置を実施してきたが、平成23年度以降は、大臣が管理する日本海べにずわいがに漁業は「我が国の海洋生物資源の資源管理指針」に基づき、県知事が管理するべにずわいがにかご漁業は本指針にそれぞれ基づき、引き続き資源管理の取り組みを続けている。

3. 資源管理の方向性

本県では、水産資源の持続的な利活用を水産業振興のための重点施策として位置付けており、水産資源の回復を図るため、公的規制の徹底と併せ、漁業者の自主的な資源管理の取組を中心として、他の関連施策と一体となって、資源管理を推進していく。

なお、本指針における公的規制とは、漁業関係法令に基づく各種規制（漁業権行使規則及び海区及び広域漁業調整委員会指示を含む。）を指すが、公的規制であっても従来自主的に実施されていた資源管理の取組であって、水産基本計画（平成14年3月閣議決定）に基づく取組の開始された平成14年度以降にこれら公的規制に移行したものについては、本指針においては、自主的措置とみなし、取り扱うものとする。

第2 海洋生物資源等毎の動向及び管理の方向

1. 瀬戸内海海域

瀬戸内海における本指針の対象となる漁業の生産量は、概ね4万トン前後で推移しており、小型底びき網漁業、船びき漁業、刺網漁業、一本釣り漁業などで構成され、その生産量は船びき網漁業の漁獲に大きく影響されている。

瀬戸内海では、様々な漁業が混在し、漁場や水産資源を重複して利用している。これらの漁業には、多種多様な魚種を漁獲しているもの、特定の魚種を選択的に漁獲しているものがある。このため、資源量の安定・増大を図るためには、資源状況や漁獲状況を的確に把握しながら、漁業形態を考慮して実態に合わせた管理を行うことが合理的である。

特定の水産資源を専ら漁獲する場合はその対象魚種を区分した中で漁業種類ごとに、多種多様な魚種を対象とした漁法の場合は漁業種類ごとに、また、共同漁業権内で行われる共同漁業についてはその漁場ごとに、それぞれの実態に応じて資源管理措置に取り組む必要がある。

なお、各漁業種類に含まれる漁業の名称等は別紙のとおりとする。

I. 魚種別資源管理

【イワシ類（シラス）・イカナゴ】

近年のイワシ類（シラス）とイカナゴの合計生産量は、1.7万トン台から3.4万トン台までの中で変動しながら推移している。近年10年間の平均生産量は、2.2万トンである。

イカナゴの生産量は、増減を繰り返しながらも横ばいで、過去10年の平均は約1.4万トンである。平成21年は3千トンと極端な不漁であったが、平成23年度は約2万トンであった。

イワシ類（シラス）の漁獲量も、4千トンから1.4万トンまで増減を繰り返しており、近年は秋シラスの発生が少なく低調な年もあったが、概ね横ばいで推移している。

本県で、イワシ類（シラス）、イカナゴ等を選択して漁獲対象とする漁業は、船びき網漁業である。

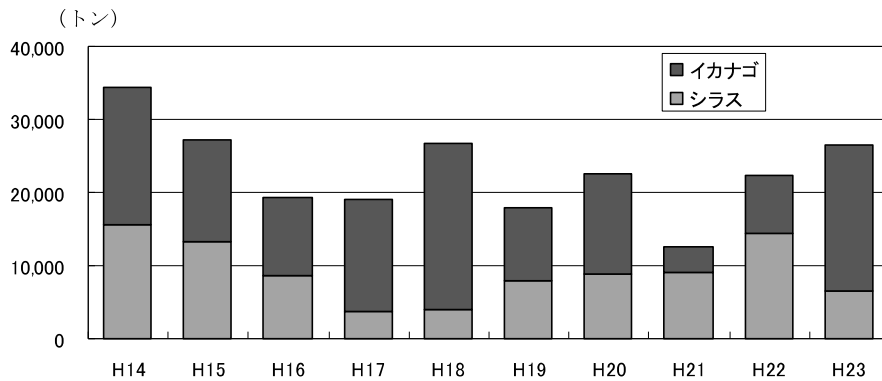


図 イワシ類（シラス）・イカナゴの漁獲量の推移

(1) 船びき網漁業

1) 資源管理措置等

船びき網漁業は、漁獲対象となるイワシ類（シラス）・イカナゴの来遊状況、発生状況、生育状況等により大きく変動する。近年（平成14～23年）の生産量は、極端な不漁であった平成21年を除き概ね2万トン前後で推移している。

それぞれの魚種の変動幅が比較的大きいため、変動をできるだけ抑えて安定した漁獲を維持していくことが重要であることから、当該漁業においては、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、これまで各地に応じて実施してきた操業時間制限の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

【サワラ】

近年のサワラ漁獲量は、平成15年の約250トンにピークを増減を繰り返している。平成20年に極端に減少したが、平成21年以降は200トンを超え、横ばいで推移している。

瀬戸内海東部海域のサワラ資源量は増加傾向にあるとされているが、最盛期であった昭和60年代に比べると、漁獲量が依然として少ないことや若い個体が漁獲の多くを占めていることから、資源状況は安定しているとは言えず、今後も引き続き資源管理に取り組んでいく必要がある。

本県でサワラ類を選択して漁獲対象とする漁業は、サワラ流し網漁業、はなつぎ網漁業である。

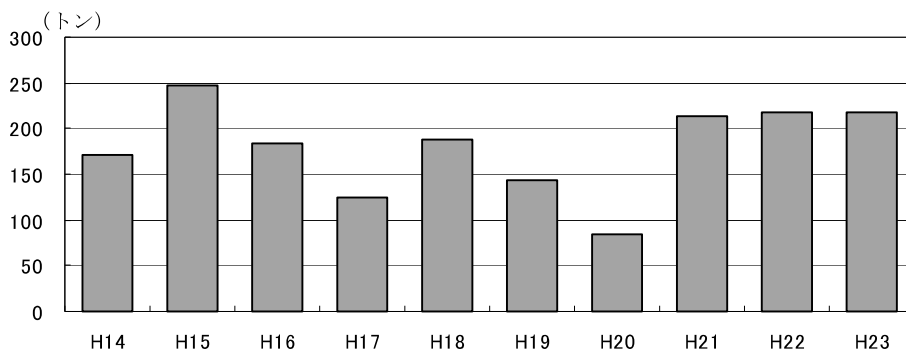


図 サワラの漁獲量の推移

(1) さわら流し網漁業

1) 資源管理措置等

資源量及び漁獲量を増加させるため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、「瀬戸内海におけるさわか広域資源管理」で取り組んでいる漁具制限などの措置についても引き続き取り組み、資源の維持・回復を図る必要がある。

(2) はなつぎ網漁業

1) 資源管理措置等

資源量及び漁獲量を増加させるため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、瀬戸内海におけるさわか広域資源管理で取り組んでいる漁獲量制限などの措置についても引き続き取り組み、資源の維持・回復を図る必要がある。

【タコ類】

年により発生状況が大きく増減する魚種である。主にマダコ、イイダコ、テナガダコで構成されている。タコ類の過去10年の平均生産量は約3.2千トンである。タコ類の生産量は、発生状況や生育状況に大きく左右され、年による変動が大きい。本県でタコ類を選択して漁獲対象としている漁業は、たこつぼ漁業である。

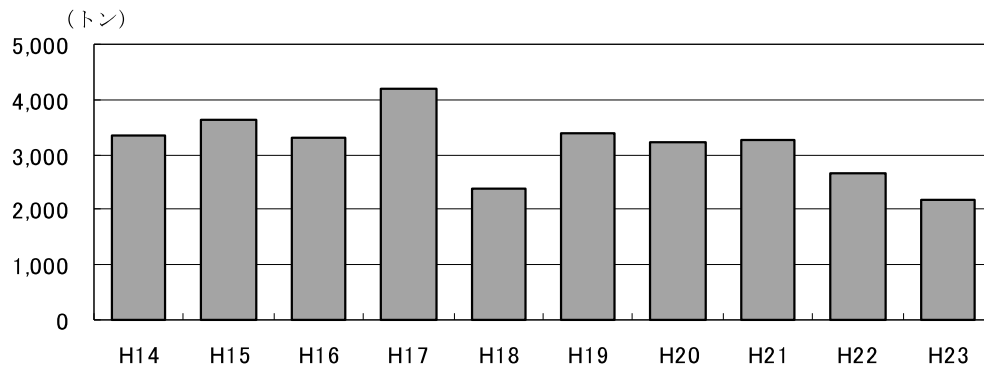


図 たこ類の漁獲量の推移

(1) たこつぼ漁業

1) 資源管理措置等

たこつぼ漁業は、現状の生産量の水準を維持するため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

林崎東部地区

- ・ 漁獲物規制 (体重制限による小型個体保護)
- ・ 漁獲物規制 (卵の漁獲制限による産卵活動保護)

上記以外の地区

- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、これまで各地に応じて実施してきた操業時間制限、漁具制限の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

II. 漁業種類別資源管理

(1) 小型底びき網漁業

1) 漁業の状況等

小型底びき網漁業の生産量は、1975年（昭和40年）以降、20年間以上1.3万トンを超えていた。しかし、2000年（平成12年）以降1.1万トン台となり、2009年（平成21年）に1万トンを下回ってからは9千トン台で推移している。

直近の統計によると、主な漁獲対象は、その他魚類が最も多く、次いでタコ類、エビ類、カレイ類、スズキとなっており、漁期を通じて多種多様な魚種を漁獲している。

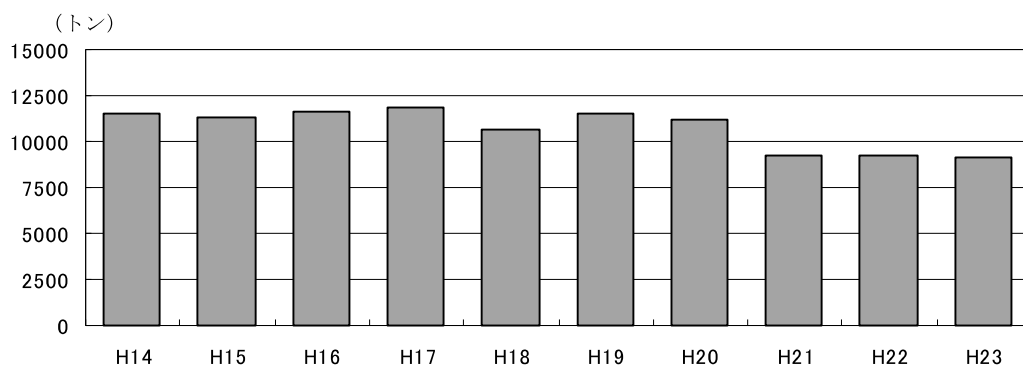


図 小型底びき網漁業の漁獲量の推移

2) 資源管理措置等

小型底びき網漁業は、特定の魚種だけを選択的に漁獲する漁法ではなく、季節に応じて対象魚種と漁場を変えながら操業している。当該漁業の生産量は、様々な魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等により毎年変動するが、平成21年に減少したのちは横ばいで推移している。

このことから、資源量と生産量の水準を回復させるため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、これまでに「兵庫県瀬戸内海海域小型底びき網漁業包括的資源回復計画」で取り組んできた漁獲物制限（小型魚等の再放流）などの措置について引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

(2) 刺網漁業

1) 漁業の状況等

刺網漁業の生産量は、平成18年度までは平均生産量は1,900トン程度であったが、平成19年度以降は1,500トン程度となった。直近の統計によると、刺網漁業での生産量は、その他魚類が最も多く、次いでタコ類、カレイ類、スズキ、マダイ、イカ類となっており、漁期を通じて多種多様な魚種を漁獲している。

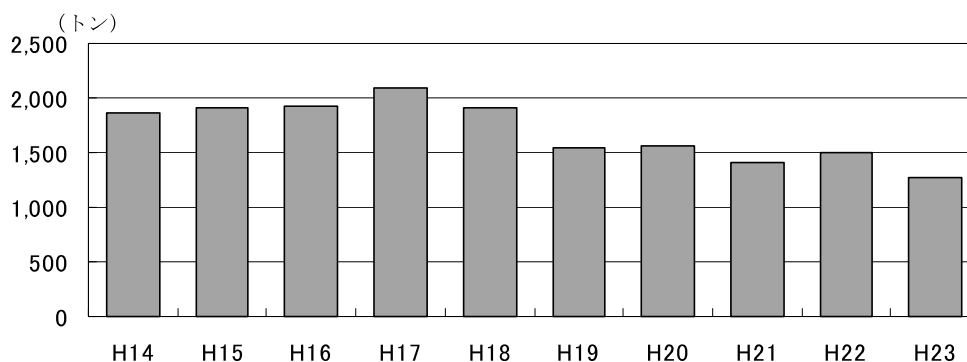


図 刺網漁業の漁獲量の推移

2) 資源管理措置等

刺網漁業は、特定の魚種だけを漁獲できる漁法ではないため、当該漁業の生産量は、複数の魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等により毎年変動するが、近年はやや減少気味である。

現状の生産量の水準を回復させるため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

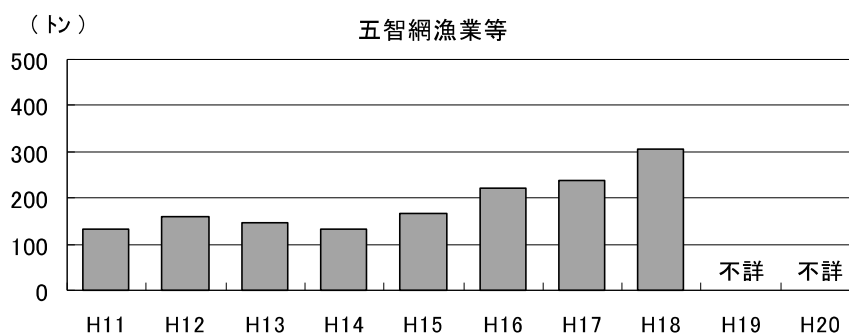
- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、これまで各地に応じて実施してきた漁獲物制限、操業時間制限、漁具制限の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

(3) 五智網漁業

1) 漁業の状況等

五智網漁業の生産量は、平成19年以降統計が整備されていないため不詳である。漁獲対象は、主にマダイ、ブリ、スズキ等であり、漁期を通じて様々な魚種を漁獲している。



2) 資源管理措置等

五智網漁業は、特定の魚種だけを漁獲する漁法ではないため、当該漁業の生産量は、複数の魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等により毎年変動する。主な漁協の水揚げや主な対象魚種の動向を考えると、横ばいであると推定される。

このことから、現状の生産量の水準を維持するため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、これまで各地に応じて実施してきた操業時間制限の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

(4) はえなわ漁業

1) 漁業の状況等

はえなわ漁業の生産量は、平成18～21年は300トンを超えていたが、平成22年、23年は約230トンであった。主な漁獲対象は、ハモ類、アナゴ類、スズキ、フグ類、カレイ類である。

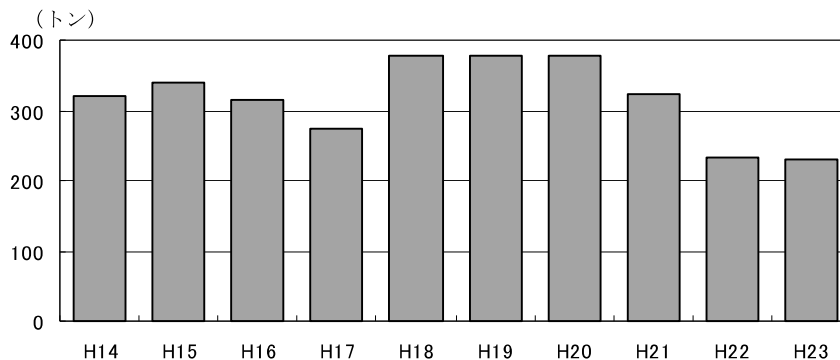


図 はえなわ漁業の漁獲量の推移

2) 資源管理措置等

はえなわ漁業は、複数の魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等によって漁獲する魚種が異なるため、当該漁業の生産量は毎年変動する。

このことから、現状の生産量の水準を改善するため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、これまで各地に応じて実施してきた操業時間制限、漁具制限の措置についても引き続き取り組み、資源の回復を図る必要がある。

(5) 釣り漁業

1) 漁業の状況等

釣り漁業の主な漁獲対象は、タチウオ、アジ類、タコ類、ブリ類、マダイ、メバル、カサゴなどであり、漁期を通じて多種多様な魚種を漁獲している。

当該漁業の平成20年までの生産量は比較的安定して推移していたが、平成21年以降減少傾向にあり、平成23年度の漁獲量は1000トンを下回った。

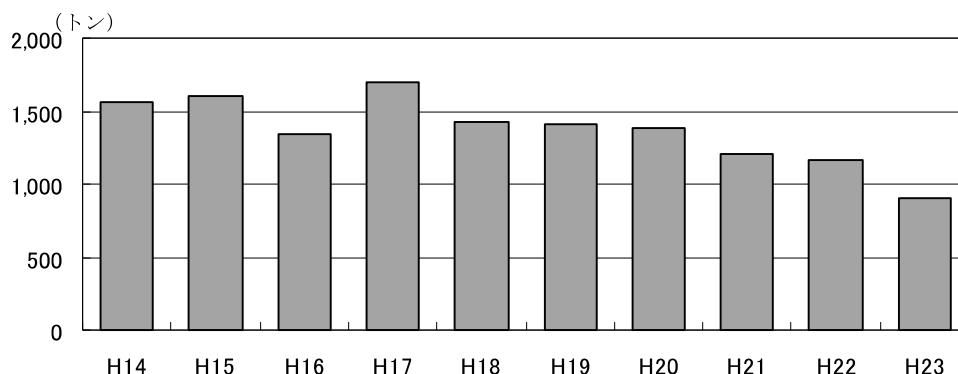


図 つり漁業の漁獲量の推移

2) 資源管理措置等

釣り漁業は、複数の魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等によって漁獲する魚種が異なるため、当該漁業の生産量は毎年変動する。

このことから、現状の生産量の水準から改善させるため、自主的措置として、次の措置

に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、これまで各地に応じて実施してきた操業時間制限の措置についても引き続き取り組み、資源の維持・回復を図る必要がある。

(6) 定置網漁業

1) 漁業の状況等

定置網漁業の生産量は、平成16～20年までは約800～1000トンで比較的安定して推移していたが、平成21年以降は700トン程度で推移している。主な漁獲対象は、アジ類、次いでその他魚類、スズキ、タイ類となっており、漁期を通じて多種多様な魚種を漁獲している。

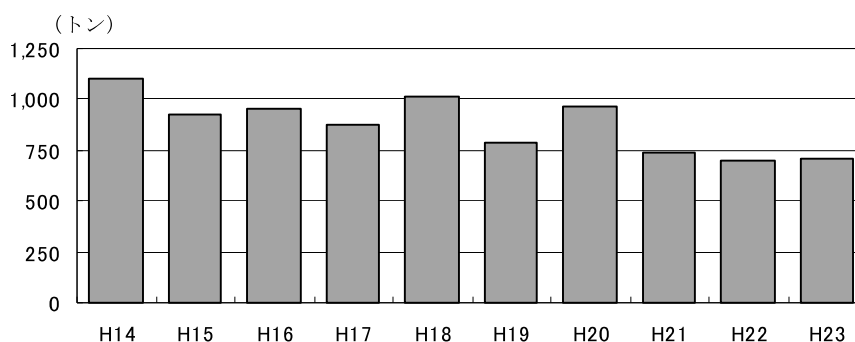


図 定置網漁業の漁獲量の推移

2) 資源管理措置等

定置網漁業については、魚種を選択的に漁獲することは難しく、当該漁業の生産量は、当該漁場への来遊状況や発生状況、生育状況等により、毎年変動する。

このことから、現状の生産量の水準を改善するため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

(7) 共同漁業

1) 漁業の状況等

本漁業は、関係漁業者が共同漁業権に基づき行う漁業で、その生産量は、水産動植物の発生状況、生育状況、来遊状況等により毎年変動する。漁業者は、複数の漁業を組み合わせることで操業しており、同時期に複数の漁業を営むこともある。また、漁獲する漁業の組み合わせは、当該漁業権漁場における水産動植物の発生状況などや海象、漁獲状況にあわせて毎年変化する。

2) 資源管理措置等

本漁業については、関係漁業者が漁場を共同に利用していることから、共同で漁場の管理及び資源の管理を行うことが必要である。漁場の資源を管理し、その資源水準を維持、増加させるためには、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、これまで各地に応じて実施してきた漁獲物体長制限、操業時間制限の措置についても引き続き取り組み、資源の維持を図る必要がある。

(8) 中型まき網漁業

1) 漁業の状況等

本県瀬戸内海海域における中型まき網漁業では、主にイワシ類やアジ類、サバ類を漁獲している。本漁業の生産量は平成25年以降に増加し6千トン程度で推移していたが、平成29年は3,881トンに減少した。

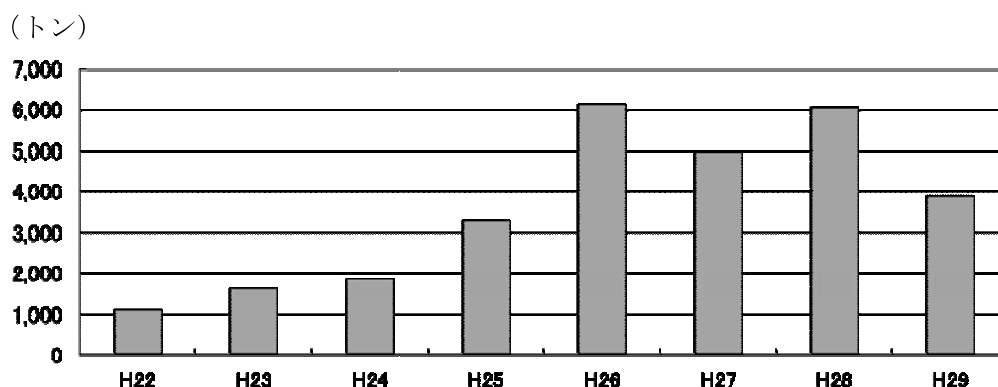


図 中型まき網漁業の生産量の推移

2) 資源管理措置

中型まき網漁業においては、漁獲対象となる資源の動向に合わせて漁獲を行うことで資源の有効利用に取り組み、生産量の維持を図るため、自主的資源管理措置として次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・休漁

2. 日本海海域

近年の日本海における漁船漁業の漁業生産量は、概ね1.8万トン前後で推移していたが、平成21年に約1.3万トンとなり、それ以降は横ばいで推移している。

このうち、本指針の対象となる漁業は、沖合底びき網漁業及び大臣許可のべにずわいがにかご漁業を除く漁業種類で、いか釣り漁業、釣り漁業、定置網漁業、県知事許可のべにずわいがにかご漁業等で、兵庫県日本海における漁獲量の約3割を占めている。これらの漁業には、様々な魚種を漁獲しているもの、特定の魚種を選択的に漁獲しているものがある。

漁業生産量の維持安定を図るためには、漁獲対象となる魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等が毎年変動することから、資源状況や漁獲状況を把握しながら、漁業形態を考慮して実態に応じた管理を行うことが合理的である。

そこで、魚種選択的な漁獲がされる場合はその対象魚種を区分した中で漁業種類ごとに、多種多様な魚種を対象とした漁法の場合は漁業種類ごとに、資源管理措置を地区実態に応じて機動的に取り組む必要がある。

なお、各漁業種類に含まれる漁業の名称等は別紙のとおりとする。

I. 魚種別資源管理

【イカ類】

本県の沿岸漁業におけるイカ類の生産量は、いか釣り漁業が主体となっている。いか釣り漁業の生産量は、スルメイカ、ケンサキイカ（通称白いか）の発生量、来遊量に大きく左右される。過去10年でみると、平成19年までは1,000～1,200トンで推移していたが、平成20年以降は500トン前後で推移している。

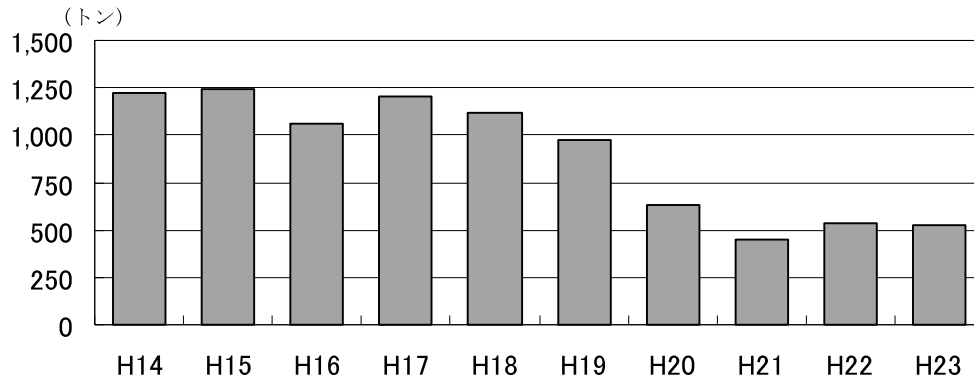


図 いか釣り漁業の漁獲量の推移

(1) いか釣り漁業

1) 資源管理措置等

いか釣り漁業の生産量の状況を踏まえ、現状の生産量の水準を改善するため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、上記の措置のほか、これまで各地区に応じて取り組んできた光力上限規制の措置についても引き続き取り組み、資源の維持改善を図る必要がある。

なお、他道府県海域で操業する者にあつては、自県海域同様、当該海域における公的措置を遵守するとともに、資源の維持改善のための措置についても取り組む必要がある。

【ベニズワイガニ】

本県のベニズワイガニは、べにずわいがにかご漁業で漁獲されている。その生産量は平成12年の約2,300トンから減少傾向にあったが、「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」に取り組んだ結果、約1,400から2,000トンの間で比較的安定して推移している。

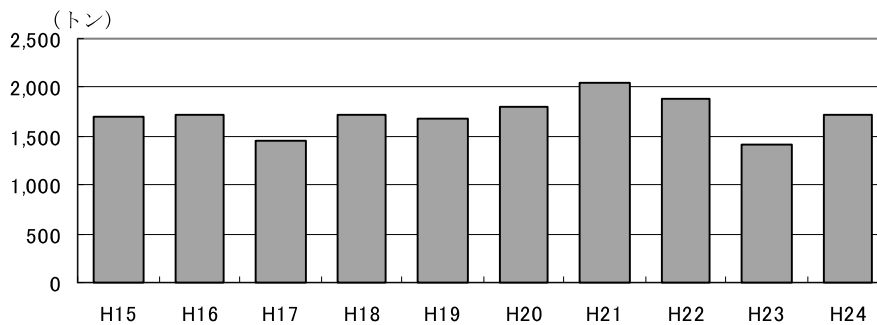


図 ベにずわいがにかご漁業の漁獲量の推移 (県許可船)

(1) ベにずわいがにかご漁業

1) 資源管理措置等

べにずわいがにかご漁業の生産量の状況を踏まえ、現状の生産量の水準を維持するため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、上記措置のほか、これまでに「日本海沖合ベニズワイガニ資源回復計画」で取り組んできた改良漁具の導入、保護区の設定や小型ガニの保護などの措置についても引き続き取り組み、資源の維持改善を図る必要がある。

【くろまぐろ】

くろまぐろについては、北太平洋まぐろ類国際科学委員会において、2014年の親魚資源量が歴史的最低水準付近と推定され、現在の資源水準は低位、動向は減少と判断されている。

本県日本海海域では、釣り漁業及び定置網漁業において漁獲されており、平成22年以降の漁獲量は1～6トン程度で大きく変動しているが、平成24年からは漁獲量管理を行っており、約2トンで推移している。

資源水準が低位で減少の動向であることから、資源の回復を図るため、強度の資源管理に取り組み、漁獲努力量の削減を実施する必要がある。各漁業の具体的な取組については、後述の漁業種類別資源管理に従うこととする。

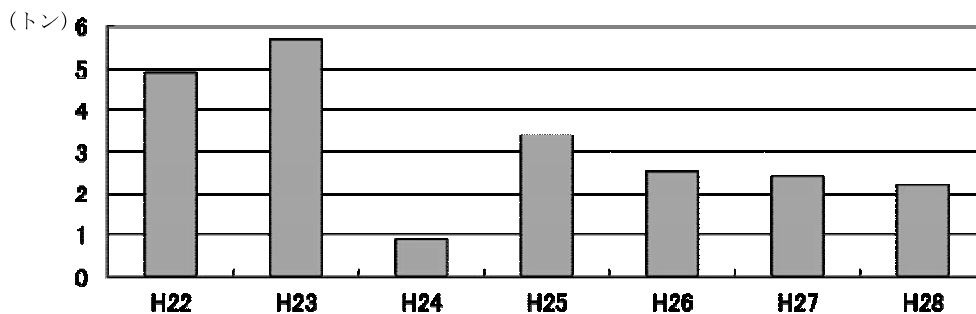


図 くろまぐろの漁獲量の推移

Ⅱ. 漁業種類別資源管理

(1) 釣り漁業

1) 漁業の状況等

釣り漁業の生産量は、平成15年に600トン台となり、その後は概ね500トン台の水準で比較的安定して推移していた。しかし、平成22年、23年はソデイカ（通称アカイカ）の来遊が大幅に減少したため、生産量が減少している。主な漁獲対象は、ブリ類とソデイカが多く、次いでその他魚類、タイ類、イカ類等となっており、漁期を通じて多種多様な魚種を漁獲している。

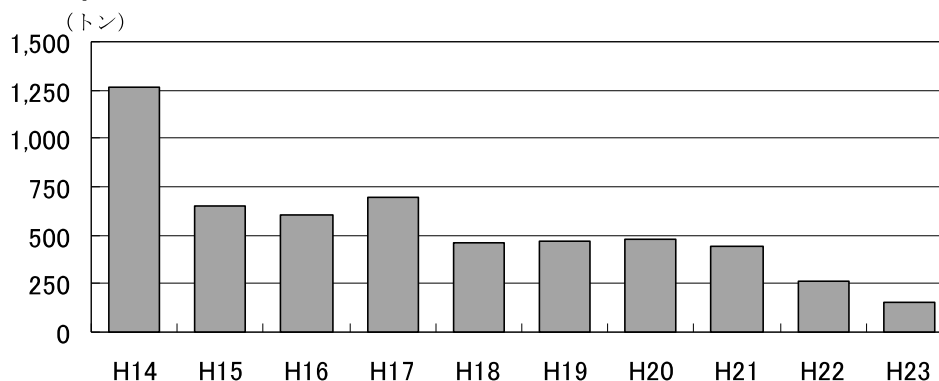


図 釣り漁業の漁獲量の推移

2) 資源管理措置等

釣り漁業は、複数魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等によって漁獲する対象魚種が異なるため、当該漁業の生産量は毎年変動する。

このことから、生産量を回復するため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、資源水準の低下が顕著となっているくろまぐろについては、強度の資源管理に取

り組む必要がある。

- ・ 休漁（強度資源管理）

上記措置のほか小型魚の再放流や漁獲量管理等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持改善を図る必要がある。

（２）定置網漁業

１）漁業の状況等

定置網漁業の生産量は、過去10年でみると、平成18年に1000トンを超えた後は、減少傾向にある。漁獲対象は、主にアジ類、ブリ類、サバ類等となっており、漁期を通じて、多種多様な魚種を漁獲している。

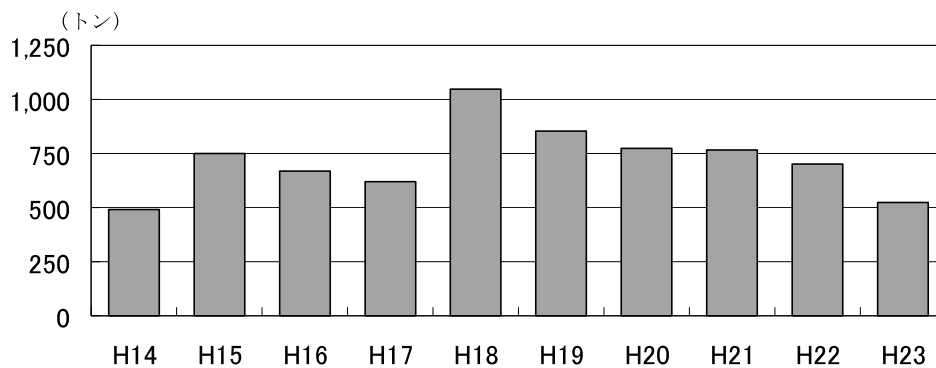


図 定置網漁業の漁獲量の推移

２）資源管理措置等

定置網漁業については、魚種を選択的に漁獲することは難しく、当該漁業の生産量は、複数の魚種の来遊状況、発生状況、生育状況等により、毎年変動する。

このことから、現状の生産量の水準を改善するため、自主的措置として、次の措置に重点的に取り組む必要がある。

- ・ 休漁

また、資源水準の低下が顕著となっているくろまぐろについては、強度の資源管理に取り組む必要がある。

- ・ 休漁（強度資源管理）

上記措置のほか小型魚の再放流や漁獲量管理等の措置についても引き続き取り組み、資源の維持改善を図る必要がある。

第3 資源管理計画の評価・検証及び高度化の実施方針

本指針に従い作成された資源管理計画については、以下に示す手順・方法により、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Act）のPDCAサイクルを着実に実施することを通じて、漁業や資源を取り巻く状況等に応じた適切な資源管理の推進を図ることとする。

- （１）策定後4年を経過した次の年度に、各資源管理計画に基づく資源管理措置の実施により資源の維持・回復等の効果が見られるかどうか、その資源管理措置が適切かどうか等につき、評価・検証する。
- （２）評価・検証については、外部有識者（漁業や資源管理についての専門的知識を有する

者など)が参加する資源管理協議会が実施する。

- (3) 指標は、対象魚種の資源量や CPUE の経年的な動向を基本とし、現時点で資源量や CPUE の把握が難しい魚種や漁業種類についても、漁獲努力量及び漁獲量などの経年的な変化を組み合わせた定量的な資源動向を把握できるよう必要なデータ収集・蓄積などの体制整備を図るものとする。
- (4) 評価・検証の結果を踏まえ、資源管理計画の目標、管理措置の内容等の見直し、改善を図るものとするとともに、資源管理措置を講ずる漁業者及び関係団体への周知徹底を図る。

第4 その他

1. 資源管理措置の履行と確認等

- (1) 本指針に基づき、資源管理の取組みに参加する漁業者(以下、参加漁業者という。)が所属する漁業協同組合(以下、参加漁協という。)、または同じ漁業種類を営む漁業者により構成された漁業者組織であって、その構成員である漁業者の所属する漁業協同組合が2以上にわたるもの(以下、参加広域同業者組織という。)が、資源管理計画を定めた場合には、県の確認を受けるものとする。
- (2) 参加漁業者は、資源管理計画に記載された資源管理措置を確実に履行するとともに、参加漁業者及び参加漁協または参加広域同業者組織は、各漁業種類で定められた重点的に取り組む資源管理措置について、別記に従い同資料を作成し、その他の措置については各参加漁協または参加広域同業者組織が、履行が適切に行われたことを証する書類を作成し、兵庫県資源管理協議会に提出するものとする。
- (3) 兵庫県資源管理協議会は、参加漁業者及び参加漁協または参加広域同業者組織から提出された資料に基づき、資源管理措置の履行を適切に確認するものとし、必要に応じて、現地調査を行うことができる。
また、履行を確認する手段を補完する目的で、必要に応じて漁獲管理情報処理システムを参考とすることがある。
- (4) 参加漁業者及び参加漁協または参加広域同業者組織は、兵庫県資源管理協議会が行う履行の確認に積極的に協力しなければならない。

2. その他

関係漁業者は、休漁期間中も含め、栽培漁業や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全等による漁場環境の改善にも引き続き取り組む必要がある。

[別記]

資源管理措置の履行確認手段について

各漁業者の行う資源管理措置の履行確認にあたっては、下記左欄の資源管理措置ごとに、右欄に掲げる各手段の何れかを用いることとする。

資源管理措置	履行確認手段
休 漁	休漁日を設定する場合 ○「漁獲物の水揚げ及び販売を証する書類（漁協の販売システムで管理している販売台帳、仕切伝票、市場荷受伝票等）」及び「漁協の取組確認簿等」 定置網など一定期間を連続して休漁日を設定する場合 ○「取組状況が分かる写真（日付、取組者氏名等がわかるもの）等」
漁獲物規制	漁獲物の全長や体重等の制限による小型個体保護又は卵の漁獲制限による産卵活動保護をする場合 ○「漁獲物の水揚げ及び販売を証する書類（漁協の販売システムで管理している販売台帳、仕切伝票、市場荷受伝票等）」及び「漁協の取組確認簿等」

※ 当指針に基づき、資源管理措置に取り組む者であって資源管理・漁業所得補償対策の支援を受ける者は、履行確認手段に記載する何れかの資料の提出を必須とする。

[別紙]
瀬戸内海海域

漁業区分		対象となる漁業名称
魚種別管理区分	船びき網漁業	○漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第3項に規定されている瀬戸内海機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業 ○兵庫県漁業調整規則第4条に記載の機船船びき網漁業のうち、いわし・いかなご船びき網漁業
	さわら流し網漁業	○兵庫県漁業調整規則第4条に記載の刺し網漁業のうち、さわら流し網漁業
	はなつぎ網漁業	○兵庫県漁業調整規則第4条に記載のはなつぎ網漁業
	たこつぼ漁業	○兵庫県漁業調整規則第4条に記載のたこつぼ漁業 ○共同漁業権に基づきたこつぼを使用して行う漁業
漁業種類別管理区分	小型底びき網漁業	○漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第2項に規定されている小型機船底びき網漁業
	刺網漁業	○兵庫県漁業調整規則第4条に記載の刺し網漁業（さわら流し網漁業を除く） ○共同漁業権に基づき刺網を使用して行う漁業
	五智網漁業	○兵庫県漁業調整規則第4条に記載の五智網漁業
	はえなわ漁業	○はえなわを使用して行う漁業
	釣り漁業	○兵庫県漁業調整規則第4条に記載のまき餌つり漁業 ○兵庫県漁業調整規則第4条に記載のひき縄漁業 ○一本釣り及びたてなわを使用して行う漁業
	小型定置網漁業	○兵庫県漁業調整規則第4条に記載の小型定置網漁業 ○共同漁業権に基づき定置網を使用して行う漁業
	共同漁業	○共同漁業のうち、上記以外の漁業 ○共同漁業を同時期に複数行う場合
中型まき網漁業	○漁業の許可及び取締り等に関する省令第70条第1項に規定されている中型まき網漁業	

日本海海域

漁業区分		対象となる漁業名称
魚種別管理区分	いか釣り漁業	○兵庫県漁業調整規則第4条に記載の小型いか釣り漁業
	べにずわいがにかご漁業	○兵庫県漁業調整規則第4条に記載のせん漁業のうちべにずわいがにを採捕することを目的とするもの
漁業種類別管理区分	釣り漁業	○一本釣り及びたてなわを使用して行う釣り漁業（小型いか釣り漁業は除く）
	定置網漁業	○定置漁業権漁業 ○兵庫県漁業調整規則第4条に記載の小型定置網漁業 ○共同漁業権に基づき定置網を使用して行う漁業